

事務連絡
令和4年3月30日

各都道府県フロン排出抑制法担当部(局) 御中

環境省地球環境局地球温暖化対策課フロン対策室

第一種フロン類充填回収業者による充填量及び回収量等の都道府県知事への報告書に追加された「法第41条の規定によりフロン類が充填されていないことの確認を行った第一種特定製品の台数」について（注意喚起）

「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」（以下「法」という。）第47条により、第一種フロン類充填回収業者は、フロン類の充填量及び回収量等を都道府県知事に報告し、都道府県知事はその報告に係る事項を主務大臣に通知することが定められています。報告事項について、令和2年4月1日付けで施行された改正法に基づき、令和2年度分の報告から、「法第41条の規定によりフロン類が充填されていないことの確認を行った第一種特定製品の台数」（以下「ゼロ確認台数」という。）が追加されたところです。

各都道府県より通知されたゼロ確認台数について、環境省にて報告台数が多い第一種フロン類充填回収業者に対してその実態を確認したところ、調査対象とした6社全てが誤って数値を記入していることが分かりました。以下に調査結果の概要を共有いたします。都道府県におかれましては、第一種フロン類充填回収業者に対してゼロ確認台数の趣旨を周知すると共に、充填回収量報告の主務大臣への通知の前に適切に確認いただくようお願いいたします。

1. ゼロ確認台数として報告するべき台数

ゼロ確認台数として報告するべき台数は、法第41条に基づき、主務省令で定めるところにより、第一種フロン類充填回収業者が当該第一種特定製品にフロン類が充填されていないことを確認した場合の第一種特定製品の台数である。すなわち、法規則第27条の2第1～3項に定められ、「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律の一部を改正する法律等の施行について（通知）」（2020製化管第1号・環地温発第2001163号）第2の2により説明されたとおり、第一種特定製品にフロン類が充填されていないことの確認を行い、確認証明書を自ら発行した台数である。

2. 調査結果の概要

令和2年度分の報告においては、4,862の第一種フロン類充填回収業者がゼロ確認台数の欄に0以外の数値を記載して報告した。うち、エアコン・冷凍冷蔵合計で100台以上の報告を行った事業者は131者であった。また、報告された台数の合計は96,486台（うち、エアコン59,456台、冷凍冷蔵機器36,550台）であった。

ゼロ確認台数の報告台数が多い6者に対して、ゼロ確認台数の詳細について電話・現地訪問によるヒアリング調査を行ったところ、いずれも報告すべき「法第41条の規定によりフロン類が充填されていないことの確認を行った台数」について誤って認識しており、実際にはゼロ確認台数は“0”であった。

個別の第一種フロン類充填回収業者に対するヒアリング調査結果は以下の通り。

○A社（メンテナンス業者）

- ・整備時の充填回収のみを実施しており、廃棄時回収は実施していない。点検時等に、廃棄予定でなくとも、「フロン類が充填されていない」ことを機器に貼付したシール等により確認した機器（フロン類を回収し残置されている機器）の台数を報告した。
- ・提出された報告書は、ゼロ確認台数以外の数値は全て“0”が計上されていた。

○B社（設備工事業者）

- ・自ら廃棄時回収を行った機器の台数を、最後にフロンが残っていないことを確認したという意味でゼロ確認台数の欄に記載した。
- ・報告書には、廃棄時回収台数とゼロ確認台数に同じ台数が記載されていた。

○C社（廃棄物・リサイクル業者）

- ・他事業者から持ち込まれた廃棄機器を引取り、現場で全機確認し、フロン類が残っていた場合は廃棄時回収を実施している。
- ・報告書には、自らフロン類を廃棄時回収した台数と、既にフロン類が回収されていたものの合計を、廃棄時回収台数とゼロ確認台数両方に記載した（廃棄時回収台数とゼロ確認台数に同じ台数が記載されていた）。

○D社・E社（廃棄物・リサイクル業者）

- ・万が一に備えて充填回収業登録は保持しているが、実態として充填回収は実施しておらず、基本的にフロン回収済みの機器のみを取り扱っている。引取等実施者として他の充填回収業者から引き取ったフロン回収済みの機器を処理した台数を、「ゼロ確認台数」として報告した。
- ・提出された報告書では、ゼロ確認台数以外の数値は全て“0”が計上されていた。

○F社（廃棄物・リサイクル業者）

- ・他事業者から持ち込まれた廃棄機器を引取り、現場でフロンの回収状況を全機確認、フロン類が残っていた場合は廃棄時回収を実施している。自らフロン類を回収した機器の台数を「廃棄時回収台数」として、引取時に既にフロン類が回収されていた機器の台数を「ゼロ確認台数」として報告していた。
- ・報告書では、廃棄時回収台数とゼロ確認台数は異なる台数が記載されていた。

3. 充填回収業者への周知・確認のお願い

調査結果から、誤った理解のもとに報告を行っている第一種フロン類充填回収業者が多く存在することが判明した。このように誤った報告がなされることにより、法律の施行状況を適切に把握することが困難となる。よって、令和3年度分以降の報告においては、フロン類の充填量及び回収量等についての報告の周知及び確認にあたり、以下の対応をお願いする。

(1) 正しい記入方法についての周知

フロン類の充填量及び回収量等についての充填回収業者への周知にあたり、以下のゼロ確認台数の正しい記入方法について説明されたい。

- ・確認作業を行った結果フロン回収が行われず、確認証明書を発行した台数を記載すること
- ・フロン回収を行い、引取証明書を発行した機器は「廃棄時回収」の欄に記載すること（自らフロン回収を行ったものについて、重ねて残量がゼロであることを確認した台数を記載する必要はないこと）
- ・第一種フロン類充填回収業者として取り扱っていない機器（フロン類を回収済みの廃棄機器の処理や、フロン類の充填に無関係な整備を行った機器等）については、充填回収報告で報告する必要はないこと

(2) ゼロ確認台数の報告がある場合の確認

ゼロ確認台数の欄に1以上の台数を記載している第一種フロン類充填回収業者については、正しい理解のもとに記載された台数であるか、必要に応じて事業者に対して確認を行うことが望ましい。

その際、以下の第一種フロン類充填回収業者に対して優先的に確認を行うことが考えられる。

- ・ゼロ確認台数の報告台数が多い事業者
- ・ゼロ確認台数以外の報告が全て“0”である事業者
- ・廃棄時回収台数とゼロ確認台数が一致する事業者

4. その他留意事項

法第41条に基づく「フロン類が充填されていないことの確認」は、相当の年月が経過し風化が進んだ不法投棄機器や災害により大きく破損した機器等、通常の回収依頼等によって処理を行うことが適切でない例外的なケースにおいて用いることを想定しているものである。従って、機器の廃棄に当たっては、第一種フロン類充填回収業者及び廃棄等実施者に対して、基本的には、回収依頼書又は委託確認書により、フロン類の回収を行うことを指導されたい。